

セキュアアクセスサービス“GRYPク립”利用規約

以下に定める利用規約（以下「本規約」といいます。）をよくお読みください。“セキュアアクセスサービス”GRYPク립”（以下「本サービス」といいます。）への申込みは、ソニービジネスソリューション株式会社（以下「当社」といいます。）の本サービスのホームページ（<http://www.bit-drive.ne.jp>）（以下「本件ホームページ」といいます。）又は当社の所定の本サービスの利用申込用紙を通じて行うものとします。申込希望者（第7条にて定義します。）は、本サービスの利用申込用紙に必要事項を記入し、当社指定のサービス取扱所に提出することにより本規約の内容に同意したものとみなします。

第1条（本規約の目的）

1. 本規約は、当社が提供する本サービスの利用について定めます。
2. 本規約第7条及び第8条に従って、本サービスの利用契約を結んだ者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条（本規約の範囲）

1. 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係について適用されるものとします。
2. 当社が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて契約者に通知（本件ホームページでの掲載も含みます。）以下同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条（本規約の変更）

当社は本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することができるものとします。かかる変更については、当社は当社が適当と判断する方法に契約者に通知するものとします。かかる場合、契約者は30日以内に本サービスを解約し、かかる変更について承諾したものとみなします。

第4条（用語定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気設備
2 IP 通信網サービス	当社が定める IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網を使用して行う電気通信サービス
3 サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
4 GRYP ID	当社が契約者に付与する本サービスの ID
5 ライセンス	当社が契約者に付与する本サービスの使用権で、第5条第1項の1号及び2号に定める機能を利用する GRYP ID 数はライセンス数を上限とする
6 GRYP クライアントソフトウェア	第5条第1項の1号及び2号に定める機能利用において必要となる、ソフトウェア（別途、使用許諾契約において使用を許諾します。）
7 GRYP マネジメントツール	本サービスの管理用ユーザインターフェース
8 ネットワークサーバー	当社のネットワークサーバーバックにて提供されるネットワークサーバー
9 GRYP サーバ	当社のネットワークサーバーにて提供される接続用のサーバ
10 IPv4	IP通信網でデータを伝送交換するためのプロトコルのひとつ、インターネット プロトコルバージョン4の省略した表記。

第5条（本サービスの適用範囲）

1. 当社は、本サービスの適用範囲となる通信（当社の指定する認証媒体及び方式、当社の提供する GRYP クライアントソフトウェア（以下「本件ソフト」といいます。）及びネットワークサーバー「DigitalGate」を介した通信）において、契約者以下に機能を提供します。
 - 1) ネットワークサーバー「DigitalGate」及び GRYP サーバへのインターネットを介したリモートアクセス通信において、通信の始め及び通信中における、当社サーバによる認証の代行、及び通信の暗号化
 - 2) 当社の指定する無線 LAN 認証方式に対応した無線 LAN 通信において、通信の始め及び通信中における、インターネットを介した当社サーバによる認証の代行
 - 3) 前2号の機能提供において必要となる、GRYP ID 及び認証用データ
 - 4) 本サービスのライセンス
2. 当社は、前項に定める本サービスの機能を利用するために以下を提供します。
 - 1) 本件ソフト（使用権については、別途、使用許諾契約において許諾します。）
 - 2) GRYP マネジメントツール
3. 前2項に定める当社が提供する機能等は、当社の定める方法により提示するものを全てとし、これ以外の機能については提供しません。
4. コンピュータ一端、非接触 IC カード、非接触 IC カードリーダー/ライター等周辺機器、通信機器（本条第1項に記載のネットワークサーバー「DigitalGate」、GRYP サーバ及び無線 LAN 機器を含みます。）及び通信回線等の利用環境は、契約者側で用意するものとし、本サービスの提供範囲外とします。
5. 本サービスの適用対象は、IPv4によるIP通信とします。

第6条（契約単位）

契約者は、自身が加入する、当社の提供する第1種、第2種IP通信網サービスのそれぞれにつき、1の本サービスの利用契約を締結することが出来ます。

第7条（本サービスの申込方法）

本サービスの申込みを希望する者（以下「申込希望者」といいます。）は、本サービスの申込内容を特定するために当社が要求する事項を当社所定の利用申込用紙（紙面又は電子データ）に記載し契約事務を行う当社指定のサービス取扱所に提出していただきます。

第8条（利用申込の承諾）

1. 当社は、申込希望者からの本サービスの申込みに対して、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 当社は、本サービスの申込みがあった場合は、本サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、かかる申込みを承諾します。
3. 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - 1) 申込希望者が第1種、第2種IP通信網サービス契約者でないとき
 - 2) 申込希望者が本規約に定める条項に違反するおそれがあるときと当社が判断したとき
 - 3) 当社が本サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置、又は保守することが技術上著しく困難なとき
 - 4) 申込希望者がIP通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - 5) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
4. 当社が、申込希望者による本サービスの利用申込みを承諾した後であっても、前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことができます。

第9条（本サービスの内容変更）

当社は必要に応じて契約者の承諾を得ることなく、本サービスの内容変更を行うことができるものとします。かかる変更については、当社は本件ホームページ上、又は当社が適当と判断する方法にて契約者に通知するものとします。

第10条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスの、有償、無償を問わず、営利を目的として利用することができません。

第11条（知的財産権）

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（以下「提供物」といいます。提供物には本規約、取扱マニュアル等も含まれます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び著作人格権、特許権、商標権及びノウハウ等一切の知的財産権は、当社または原権利者に帰属するものとします。
2. 契約者は、提供物の取扱に関し、以下の事項を遵守するものとします。
 - 1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - 2) 複製、改変、編集等を行わず、またリパースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を行わないこと。
 - 3) 営利目的の有無を問わず、本サービスを受ける権利の譲渡、担保設定、再許諾、再販売等を行わないこと。
 - 4) 著作権表示等を削除、変更しないこと。

第12条（本サービスの中断・中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中断・中止することがあります。
 - 1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上必要なとき
 - 2) 第1種、第2種IP通信網サービス契約又は電気通信サービスが利用できない状態にあるとき
 - 3) 天災、事変、その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき
 - 4) 当社が設置する電気通信設備又は本件ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
 - 5) その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止・中断することが望ましいと判断したとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止・中断するときは、その旨を当社が適当と判断する方法にて契約者に通知します。

第13条（本サービスの終了）

1. 当社は、次の場合、本サービスの提供を終了することができるものとします。
 - 1) 本サービスに係る電気通信設備又は本件ソフトに起因する障害等により、本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難なとき
 - 2) その他本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難なとき
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を終了する場合は、事前に契約者にその旨を当社が適当と判断する方法にて通知します。

第14条（利用資格の停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当すると判断したときは、契約者の本サービスの利用資格を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。及びその他本規約に規定する条項に違反したとき。

1. 本サービスの利用料金、IP通信網サービス契約に係る利用料金及びその他の債務について、支払期限を経過し、且つ当社が催告をおこなったにもかかわらず、なお支払わないとき
2. 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
3. 第10条（営業活動の禁止）、第11条（知的財産権）第2項、第25条（利用に係る契約者の義務）前3項のほか、本規約に反する行為であつて、本サービス又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断する行為をしたとき
5. 当社に損害を与えたとき
6. その他、契約者として不適当と当社が判断したとき

第15条（当社による契約解除）

1. 当社は、次に定める事由のいずれかが発生した場合、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
 - 1) 当社が、第14条に従い、契約者の本サービスの利用資格を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なおかかる利用資格の停止の原因となった事実が解消されないとき
 - 2) 第14条の各項に定める事実が存在し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、契約者の本サービスの利用資格の停止のみでは不十分と当社が判断したとき
 - 3) 契約者が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 4) 契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき
 - 5) 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき
 - 6) 契約者が第1種又は第2種IP通信網契約を解除し、本サービスの利用資格を喪失したとき
2. 前項の各号に規定する場合に加え、第12条に定める本サービスの利用の中断・中止の期間が、かかる中断・中止をした日から起算して1年間を経過した場合、当該1年間を経過した日において本サービスの利用契約は解除されるものとします。
3. 当社は、本サービスの利用契約を解除する際、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知したうえで、催告なく本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第16条（契約者による契約解除）

契約者が本サービスの利用契約を解除しようとする場合は、契約を解除する10営業日（当社営業日）前までに当社が別途定める方法に従って、当社サービス取扱所に届出を行うことにより、本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第17条（契約終了後の措置）

1. 本規約に従い、本サービスの利用契約が解除された場合は本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は当社の指示に従い、本サービスの利用終了にかかる手続きを行うものとします。
2. 契約者は第20条第1項に従い本サービスの利用料の支払いを行うとともに、本サービスに関連して発生した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた本サービスの利用料については一切払い戻しいたしません。
3. 本サービスの利用契約が解除された場合は本サービスの利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあり契約者に付与した GRYP ID 及び認証用データは、本サービス利用に関する効力を失うものとします。
4. 本サービスの利用契約が解除された場合又は本サービスの利用契約が終了した場合でも第11条（知的財産権）、本条（契約終了後の措置）、第24条（責任の制限）、第28条（情報の取扱）、第30条（準拠法）及び第31条（紛争の解決）については、効力を有するものとします。

第18条（契約内容の変更）

当社は、契約者から請求があつたときは、次に掲げる事項について契約内容の変更を行います。申込は原則契約内容を変更する10営業日（当社営業日）前までにいただくこととします。

1. 契約サービスのライセンス数の変更
2. GRYP ID 及び認証用データの追加（再発行は受付出来ません。）
3. その他、譲渡を伴わない契約者情報の変更

なお、ライセンス数の変更については、第22条に定める最低利用期間中はライセンス数の増加のみ申込みを受け付けることとします。又、ライセンス数の変更申込みは同一の月（暦月）内においては、一度のみ受け付けることとします。

第19条（料金）

当社が提供する本サービスの利用料金は別紙「料金表」に定めるものとします。

第20条（利用料の支払い義務）

1. 契約者は、本サービスの提供を開始した日から起算して当該本サービスの利用契約の解除があつた日の前日までの期間（以下「契約期間」といいます。提供を開始した日と解除があつた日が同一の日である場合は、1日間とします。）において、開始日が含まれる日から、解除前日が含まれる日まで、月単位で利用料（別紙「料金表」第1利用料）に規定する料金をいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。
2. 契約期間において、第14条（利用資格の停止）に定める事由により、契約者が本サービスを利用することができない状態が生じた場合、契約者はかかる期間中の本サービスの利用料を負担するものとします。
3. 前項にかかわらず、以下に定める事由により、契約者が本サービスを利用できない期間の本サービスの利用料（下記表の右欄に記載しております。）については、契約者は一切負担する必要がありません。

事由	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、第5条に定める本サービスの適用範囲において全く利用できない状態が生じた場合（2欄に起因する事象に該当する場合を除きます。）に、かかる事情を当社が知った時刻（以下「起算時刻」といいます。）から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	起算時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限りません。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料。
2 本サービスの停止を行ったとき。	本サービスの停止を行った日から起算して、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応する利用料。

4. 当社は、契約者が支払いを要しないこととされた利用料金が既に支払われているときは、第17条第2項の規定にかかわらず、かかる利用料金を契約者に返還します。
5. 当社は、必要に応じて、契約者の承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる利用料金の変更については、当社より、当社が適当と判断する方法にて、契約者に通知された時点で効力を生じるものとします。
6. 当社が適宜契約者に適用する新しい利用料金については、当社より、当社が適当と判断する方法にて、契約者に通知するものとします。

第21条（設定手数料の支払義務）

契約者は、別紙「料金表」第2設定手数料）に従って、設定手数料を当社に支払うものとします。

第22条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は3ヵ月間とします。最低利用期間の満了前に、契約者が本サービスの利用契約の解除、又は月額利用料の減額を伴う変更を行う場合、当該契約者は、最低利用期間利用した場合に相当する利用料の支払いを要します。

第23条（債権の譲渡）

1. 当社は、本サービスの利用契約により生じたすべての債権について、それぞれの債権の発生と同時に、当社が SF1 リーシング株式会社 に譲渡することができるものとします。契約者は、これを承認していただきます。
2. 前項の債権について、契約者が一定の期間を経過してもなお支払わないときは、当社はその債権を SF1 リーシング株式会社 から買い戻し、当該契約者に再請求することができるものとし、契約者は、これを承認していただきます。
3. 前2項において SF1 リーシング株式会社 及び当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第24条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスの提供において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度以上の場合を含みます。以下、本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の債権において、当社は第20条第3項の表中で定める起算時刻以後、その状態が連続した時間について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料の日割額（この場合24時間の倍数を超える部分については考慮し入れないものとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 契約者に付与した GRYP ID、認証用データについては、GRYP マネジメントツール等により契約者の自己の責任でこれを管理し、破損・紛失・盗難、パスワードの失念、その他事由による損害に対して、当社は責任を負わないものとします。
4. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者も含みます。）に対し損害を与えた場合、又は契約者に許可を受けた第三者が本サービスの利用にあり損害を受け、あるいは自ら行われた場合、契約者は自己の責任及び費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
5. 当社は、本サービスの提供により生じた結果及び本規約に従って行った行為の結果として、いかなる理由（本サービスの提供に必要な設備・ソフトウェアの不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、電子メールの紛失を含むがこれに限りません。）があつても、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
6. 当社が本サービスの利用契約において、契約者に賠償する金額は、当社の履行又は不履行による損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他いかなる法理に基づくものであつても、契約者に損害が発生した時点から起算して直近6ヶ月間に当社が契約者から受領した本サービスの利用料を超えないものとします。

- 第25条 (利用に係る契約者の義務)
1. 契約者は以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - 1) 当社又は第三者の財産権(知的所有権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
 - 2) 本サービスを違法な目的で利用する行為。
 - 3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - 4) 意図的に有害なコンピュータープログラム等を送信する行為。
 - 5) 当社の設備に無権限でアクセスする行為。
 - 6) 本サービス及びその他当社の事業運営に支障をきたすおそれのある行為。
 - 7) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、及び当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
 - 8) その他各号に該当するおそれがある行為又はこれに類する行為。
 2. 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

- 第26条 (設備等の準備及び設定の確認)
1. 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なコンピューター端末、非接触ICカード、非接触ICカードリーダー/ライター等周辺機器、通信機器及び通信回線その他の設備を保持し管理するものとします。
 2. 契約者が本サービスを利用するために必要なコンピューター端末、非接触ICカード、非接触ICカードリーダー/ライター等周辺機器、通信機器及び通信回線等は、本サービスの利用料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとします。

- 第27条 (権利義務の譲渡)
- 契約者は本規約より生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

- 第28条 (情報の取扱)
1. 契約者は本サービスの利用に際して、当社が別途定める情報(以下「指定情報」といいます。)の登録を当社の指示に従って行うものとします。
 2. 当社は、指定情報及び当社が本サービスを契約者に提供する際に知得する契約者の情報を、以下の各号に該当する場合を除き、第三者に開示又は提供しないものとします。
 - 1) 法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合。
 - 2) 開示又は提供につき、契約者の合意を得た場合。
 - 3) 契約者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合。
 - 4) 契約者に対する本サービス提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合。
 - 5) 当社または契約者の生命、身体、自由、財産、権利および名誉を保護する必要がある場合。

- 第29条 (分離性)
- 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

- 第30条 (準拠法)
- 本規約の成立、効力、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

- 第31条 (紛争の解決)
1. 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について契約者と当社との間に疑義が生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
 2. 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の所屬管轄裁判所とします。

附則
本規約は、2008年6月13日より実施します。

- 附則
(実施期日)
- 1 本規約は、2009年9月1日より実施します。
- (経過規定)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前に、改正前の本規約の規定により締結している当社との契約は、この改正実施の日において、改正後の規約の規定による当社との契約とみなします。

附則
本規約は、2010年4月1日より実施します。

附則
本規約は、2010年11月1日より実施します。

附則
本規約は、2011年8月2日より実施します。

<本件お問合せ先>
受付時間 9:00~18:00(月曜~金曜、国民の祝日及び当社が定める休業日を除く)
Tel: 0570-006-006
Tel: 03-5475-5441(携帯電話・PHSをご利用のお客様)
E-mail: info@bit-drive.ne.jp

料金表

通則

- (料金の計算方法等)
1. 当社は、利用料については、暦月に従って計算します。
 2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
 3. 当社は、利用料については、暦月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
 4. 月の初日以外に本契約の開始、解除があった場合は、開始日の含まれる月から解除日前日が含まれる月まで月単位で利用料の支払いを要します。
 5. 利用料金の変更を伴う契約内容の変更があった場合は、変更日を含む月の翌月より利用料金の変更を適用します。

- (端数処理)
6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

- (料金等の支払い)
7. 本サービス契約者には、料金及び登録・変更に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
 8. 料金及び登録・変更に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
 9. 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

- (消費税相当額の加算)
10. 第20条(利用料の支払い義務)から第21条(手続きに関する料金の支払い義務)での規定その他この約款の規定により支払いを要する料金の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

- (料金等の臨時減免)
11. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

- 第1 利用料
- 1 適用
本サービスの利用料については、10ライセンスごとに適用します。

- 2 料金額
契約者は、本サービスの利用料として、10ライセンスごとに月額金9,000円を当社に支払うものとします。

- 第2 手数料
- 1 適用
手数料とは、次の場合における、当社側での各種情報の登録、修正、設定作業等に対する費用をいうものとします。
 - 1) 初期導入時
 - 2) 変更時

- 2 料金額
- 1) 初期導入時
契約者は、初期契約時に金30,000円を当社に支払うものとします。
 - 2) 変更時
契約者は、ライセンス数の変更等に関する申込1回につき、金5,000円を当社に支払うものとします。

【CRYPカード無償交換規定】

1. この製品の保証期間はカード購入お申込み日の翌月1日より3ヶ月間です。
2. 保証期間中に正常な使用状態で故障した場合には、新しいカードとの無償交換をさせていただきます。ただし、同一IDの製品との交換は出来ませんので、ご了承ください。なお、対象はハードウェア本体に限定されます。カードバスフリーズの紛失など、お客様側の過失によるカードの交換、初期化は出来ません。
3. 保障期間内でも次の場合には交換は出来ません。
 - (1) 使用上の誤り、他の機器から受けた障害の場合
 - (2) ソニー(またはソニーが指定した者)以外の者が行った機器の修理、改造、分解、加工または改変による故障および損傷
 - (3) 納品後の輸送、落下などによる故障及び損傷
 - (4) 火災、地震、風水害、落雷、その他の天変地異、公害、塩害、異常電圧などによる故障及び損傷
 - (5) 第三者の行為(ハッカー行為など)に起因して故障が発生した場合
 - (6) カードと同梱するEdy利用約款に反した使用を行った場合
4. この保証は日本国内においてのみ有効です。 This warranty is valid only in japan
5. この保証は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料交換をお約束するものです。この保証により、お客様の法律上の権利を制限するものではありません。